

自動車をお持ちの皆さまへ

自動車税種別割の納期限は6月30日です

自動車税種別割の納期限は、6月30日（火）です。

自動車をお持ちの方には、納税通知書をお送りしています。税額などを確認し、お近くの金融機関やコンビニ、地域県民局県税部で納期限までに納めてください。

また、インターネット上の専用サイトでパソコン・スマートフォンからクレジットカードでも納付できます。詳しくは、納税通知書に同封のチラシをご覧ください。

自動車税種別割のグリーン化について

- ・令和元年度に初回新規登録された排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい一定の自動車については、税率がおおむね50%または75%軽減されています。
- ・平成19年3月31日（ディーゼル車は平成21年3月31日）までに初回新規登録された自動車については、税率がおおむね15%（バス・トラックについては、おおむね10%）重課されています。

自動車の登録について

自動車税種別割は、毎年4月1日現在の自動車の所有者に課税されます。

所有者の判定は、原則として運輸支局の自動車登録によって行っています。自動車を廃車にしたり、他の人に譲渡した場合や住所の変更があった場合などには、登録を変更する必要があります。登録をそのままにしておくとトラブルの原因となりますので、お早めにご確認ください。

また、引っ越しなどによりまだ納税通知書が届いていない場合には、お早めにお近くの地域県民局県税部へお問い合わせください。

## 身体障害者等に対する自動車税種別割の減免

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育（愛護）手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方のために使用する自動車については、一定の条件に該当する場合、自動車税種別割が減免となる制度があります。

詳しくは、お近くの地域県民局県税部にお問い合わせください。

## 納税証明書の提示について

登録自動車については、オンラインで納税の有無が確認されるため、車検時の納税証明書の提示を省略できます。

ただし、自動車税種別割を納付後、すぐに車検を受けられる場合は、オンラインでの納税の確認に時間を要するため、納税証明書の提示が必要となります。このような場合は、金融機関やコンビニ、地域県民局県税部でお支払いの上、納税通知書に添付の納税証明書をご利用ください。

## 自動車保有関係手続のワンストップサービス（OSS）のお知らせ

自動車を保有するためには、多くの手続と税・手数料の納付が必要となります。これらの手続や税・手数料の納付を各行政機関へ出向くことなく、インターネットを利用してまとめて行うことを可能にしたのが、「自動車保有関係手続のワンストップサービス（OSS）」です。詳しい内容については、下記ホームページをご覧ください。

[自動車保有関係手続のワンストップサービス・ポータルサイト <https://www.oss.mlit.go.jp/portal/index.html>]

## 新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方に対する徴収猶予の特例制度

新型コロナウイルス感染症の影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方（一定の要件があります。）は、申請していただくことで、徴収猶予の特例制度を利用することができます。この特例制度においては、担保の提供は不要で、延滞金もかかりません。

この特例を活用するためには、自動車税種別割の場合、納期限の6月30日までに申請する必要があります。

詳しくは、お近くの地域県民局県税部までお問い合わせください。

[県ホームページ [http://www.pref.aomori.lg.jp/life/tax/kansensyou\\_tyousyuuyuu\\_yo\\_001.html](http://www.pref.aomori.lg.jp/life/tax/kansensyou_tyousyuuyuu_yo_001.html)]

## 自動車税種別割についてのご相談は

自動車税種別割についてのご相談は、お近くの地域県民局県税部にお問い合わせください。

[県ホームページ <http://www.pref.aomori.lg.jp/life/tax/top.html>]